

浦添市公園愛護会活動実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が設置する街区公園の美化及び施設の保全等の愛護活動を地域住民が自発的に行うために、その実施団体を育成し、もって公共施設愛護思想の普及及び向上を図ることを目的とする。

(愛護会の設立)

第2条 前条の目的に賛同する自治会、婦人会、子供会、老人クラブ等の団体は、公園愛護会を行う団体（以下「愛護会」という。）を設立することができる。

(設立届)

第3条 愛護会を設立しようとするときは、浦添市愛護会設立届（様式第1号）及び当該愛護会会則を市長に提出するものとする。

2 愛護会の会長は、原則として公園愛護活動を実施する団体の代表者とする。

3 愛護会は、1公園につき1愛護会とする。

(受理の通知等)

第4条 市長は、前条の届等の内容を審査し適当と認めたときは、浦添市公園愛護会設立届受理通知書（様式第2号）により、受理した旨を通知し、及び登録するものとする。

(対象公園)

第5条 愛護会が対象とする公園は、当該区域内にある街区公園で、本市が管理している公園（以下「公園」という。）とする。

(活動内容)

第6条 愛護会が行う後援愛護活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共施設の愛護思想の普及
- (2) 児童に対する正しい遊び方の普及
- (3) 樹木の愛護と公園の清掃及び除草
- (4) 公園施設等の点検連絡
- (5) その他愛護会の目的達成のために必要な活動

(提出内容)

第7条 愛護会の会長は、毎年度初めに浦添市愛護会活動計画書（様式第3号）を、指定管理者に提出するものとする。

(変更等の届出)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに浦添市公園愛護会変更届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

- (1) 愛護会の名称及び役員に変更があったとき。
- (2) 実施団体に変更があったとき。
- (3) 対象公園を変更しようとするとき。
- (4) 愛護会を解散しようとするとき。

(5) その他愛護会の内容に変更が生じたとき。

(指導及び連絡)

第9条 指定管理者は、必要に応じて公園愛護活動の実施状況を調査し、その活動内容当に関し、指導及び助言をすることができる。

(活動協力金の交付)

第10条 指定管理者は、愛護会に対し別表第2に定める公園愛護会活動協力金（以下「活動協力金」という。）を交付することができる。

2 前項の活動協力金の交付は、原則として毎年3月に行うものとする。

3 活動協力金の交付を受けようとする愛護会は、公園愛護活動協力金交付申請書（様式第5号）及び浦添市公園愛護会活動報告書（様式第6号）を指定管理者に提出するものとする。

4 指定管理者は、前項の書類を受理したときは、その内容を審査し適当と認めたときは、公演愛護活動協力金交付決定通知書（様式第7号）により当該愛護会に対し交付決定の通知をするものとする。

5 前項の規定により、交付決定の通知を受けた愛護会は、指定管理者が指定する期日までに公演愛護活動協力金請求書（様式第8号）を提出するものとする。

(活動協力金の取消し及び変更)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、活動協力金の交付を取消しし、又は交付額を変更することができる。

(1) 愛護会を解散したとき。

(2) 愛護会に活動実績がないと認めたとき。

(1) 愛護会が虚偽の報告を行ったとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日からから施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日からから施行する。

別表（第10条関係）

公園愛護活動協力金算定基準表

（単位 円）

人 数 面 積	5人まで	10人まで	15人まで	20人まで	20人以上	清 掃 用具費
500 m ² まで (A) 年 額 合 計	1,750 25,000 26,850	1,950 27,000 28,950	2,150 29,000 31,150	2,350 31,000 33,350	2,550 33,000 35,550	2,500
1000 m ² まで (B) 年 額 合 計	2,000 28,000 30,000	2,200 30,000 32,200	2,400 32,000 34,400	2,600 34,000 36,600	2,800 36,000 38,800	
1500 m ² まで (C) 年 額 合 計	2,250 31,000 33,250	2,450 33,000 35,450	2,650 35,000 37,650	2,850 37,000 39,850	3,050 39,000 42,050	
2000 m ² まで (D) 年 額 合 計	2,500 34,000 36,500	2,700 36,000 38,700	2,900 38,000 40,900	3,100 40,000 43,100	3,300 42,000 45,300	4,000
3000 m ² まで (E) 年 額 合 計	2,750 37,000 39,750	2,950 39,000 41,950	3,150 41,000 44,150	3,350 43,000 46,350	3,550 45,000 48,550	
4000 m ² まで (F) 年 額 合 計	3,000 39,000 42,000	3,200 41,000 44,200	3,400 43,000 46,400	3,600 45,000 48,600	3,800 47,000 50,800	
4001 m ² 以上 (G) 年 額 合 計	3,250 42,000 45,250	3,450 44,000 47,450	3,650 46,000 49,650	3,850 48,000 51,850	4,050 50,000 54,050	5,500

備考

上記の当該項目に掲げる合計額に清掃用具費を加算した額とする。

様式第1号（第3条関係）

浦添市公園愛護会設立申請書

年 月 日

浦 添 市 長 殿

住 所

氏 名 (代表者)

連絡先

愛護会を設立したいので、浦添市公園愛護活動実施要綱第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

愛 護 会 の 名 称	公園愛護会
対 象 公 園	公園
役 員 名	会 長 副会長 会 計
会 員 数	
実 施 団 体 名	
備 考	

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

公園愛護会
会長 殿

浦添市長 印

浦添市公園愛護会設立承認通知書

年 月 日付け浦添市公園愛護会設立申請書により申請のあった
愛護会の設立を承認したので通知します。

つきましては、公園の愛護会活動方をよろしくお願いします。

登録番号	
------	--

様式第3号（第7条関係）

浦添市公園愛護活動計画書

年 月 日

指定管理者 殿

愛護会名 公園愛護会

住 所 _____

氏 名 (代表者)

連絡先

浦添市公園愛護活動実施要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

対 象 公 園	公 園			
活 動 計 画	月 別	活 動 内 容 （ 予 定 ）	活 動 回 数 (予 定)	参 加 人 数 (予 定)
	4 月			
	5 月			
	6 月			
	7 月			
	8 月			
	9 月			
	1 0 月			
	1 1 月			
	1 2 月			
	1 月			
	2 月			
	3 月			
備 考				

様式第4号（第8条関係）

浦添市公園愛護会変更申出書

年 月 日		
浦添市長 殿		
愛護会名 <u>公園愛護会</u> 住 所 _____ 氏 名（代表者） _____ 連絡先 _____		
浦添市公園愛護活動実施要綱第8条の規定により、次のとおり提出します。		
変 更 区 分	☐ 名称の変更 ☐ 役員の変更 ☐ 実施団体の変更 ☐ 対象公園の変更 ☐ その他	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		
備 考		

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

指定管理者 殿

団体名 公園愛護会

住 所

氏 名(代表者) 印

連絡先

公園愛護活動協力金交付申請書

年度公園愛護活動協力金の交付を受けたいので浦添市公園愛護活動実施要綱第 10 条第 3 項の規定により次のとおり申請します。

記

1 公園名 _____ 公園

2 面 積 _____ m²

3 活動実績

様式第6号（第10条関係）

浦添市公園愛護活動報告書

年 月 日					
指 定 管 理 者 殿					
愛護会名 _____ 公園愛護会 住 所 _____ 氏 名(代表者) _____ 連絡先 _____					
浦添市公園愛護活動実施要綱第10条第3項の規定により、次のとおり報告します					
対 象 公 園	公 園				
実 施 計 画	内 容 月 別	活 動 内 容		活動延人数	その他の活 動
		清 掃	除 草		
	4 月				
	5 月				
	6 月				
	7 月				
	8 月				
	9 月				
	1 0 月				
	1 1 月				
	1 2 月				
	1 月				
	2 月				
	3 月				
	備 考				

年 月 日

公園愛護会
会長 _____ 殿

指定管理者 _____ 印

公園愛護活動協力金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった _____ 年度公園愛護活動協力金について、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 公園名 _____ 公園
- 2 活動協力金交付決定額 金 _____ 円也
- 3 請求書提出期限 _____ 年 月 日

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

指 定 管 理 者 殿

団体名 _____ 公園愛護会

住 所 _____

氏 名(代表者) _____ 印

連絡先 _____

公園愛護活動協力金請求書

金 _____ 円也

浦添市公園愛護活動実施要綱第10条第5項の規定により、 年度 _____ 公園
の愛護活動に対する活動協力金として上記金額を交付されるよう請求します。

口座振替申立表示欄	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義人	

公園愛護会が行う作業

浦添市公園愛護会は、浦添市の都市公園を明るく清潔で心地よいものとするため、公園に対する愛護の精神の高揚を図るため、地域住民の（自治会・子供会・婦人会・老人会など）が中心となって、結成します。

市の援助として、結成された公園愛護会に対して、予算の範囲内において公園愛護活動協力金を交付します。

なお、公園愛護活動における作業祖内容は次のとおりです。

《作業内容》

1. 公園の清掃及び除草作業

清掃は月2以上とし、落ち葉・紙くず・空き缶・空き瓶・ガラス片などを拾う。除草は年6回以上として、広場や花壇内を除草する。（除草の時期は主に夏場を中心に5月～10月を重点に行う。）収集したものは、燃えるゴミと燃えないゴミに分別し、市又は指定管理者へ回収の連絡を行う。

2. 公園の施設点検作業

作業点検は、主に樹木・ベンチ・柵・水道・便所の施設とする。（利用上、危険な箇所を発見したときは、すぐに連絡する。）

☆ 樹 木・・・主に夏期の害虫、台風等の被害による枯死、倒木等

☆ 遊 具・・・ブランコ等の吊り金具、チェーンの接点のすり減り破損、すべり台等の溶接部分の錆による破損、ボルト・ナットの破損、塗装はげ等

☆ ベンチ・・・ボルト・ナットの破損、塗装はげ、木部の腐り等、

☆ 柵・・・・破損、塗装はげ錆び、金網の破れ、胴縁の腐り等

☆ 水 道・・・メーターの破損、水漏れ、蛇口や取っ手の破損、排水口の不良等

☆ 便 所・・・トイレ及び窓ガラスの破損、電球の切れ及び破損等

☆ その他・・・水銀灯の点灯確認等

3. 施設の補修作業

補修作業は、主に2項で上げられたものの内、簡易で軽微なものを行う。